

平成26年第1回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年1月22日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	1月22日 10時00分 亀里敏郎議長宣言			
閉 会	1月22日 10時25分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	住 民 課 長	西 江 忍 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	企 画 総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君
	農 林 水 産 課 長 補 佐	島 袋 英 樹 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成26年第1回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年1月22日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（2番 内間広樹議員・3番 仲宗根清夫議員）
第2		会期決定の件
第3	議案第1号	伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第4	議案第2号	伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定について
第5	議案第3号	村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破砕機購入契約について
第6	議案第4号	村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入契約について
第7	議案第5号	西崎漁港第2沖防波堤改良工事請負契約について
第8	議案第6号	村営東江前第1地区土地改良事業計画変更について

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから、平成26年第1回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって2番 内間広樹議員、3番 仲宗根清夫議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第1号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

伊江村特産品展示販売施設の竣工に伴いまして、その支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本条例を提案するものでございます。

次のページを開けていただきまして、改正内容でございます。伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部の中の第3条の表に、次のように加える。ということで、伊江村特産品展示販売施設、伊江村字東江前1625番、1626番を、第3表につけ加えたいと思っております。

なお、附則としまして施行期日、この条例は、公布の日から施行するということで改正の内容でございます。

次のページを開けていただきまして、新旧対照表があります。新旧対照表の改正前と改正後がありまして、黒枠の中にあるのが、先ほど説明した内容ですが、削除していただきたいのは、これは資料ですので、附則のほうで、改正後の附則（平成26年1月23日条例第1号）というのがありますが、そこを削除をしていただきたいと思えます。

その下のほうは、そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上が、本条例の一部の改正の内容でございますので、よろしく願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第1号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第2号の提案理由の説明をする前に、一言、ごあいさつをさせていただきます。

平成26年の第1回目となります伊江村議会臨時会を開催したところ、全議員出席を賜り、まことにありがとうございます。

輝かしい平成26年午年を迎え、早22日になりますが、改めて新春のお喜びを申し上げます。昨年は議員各位をはじめ、村民皆様の村行政に対する御協力、御支援に心から厚く御礼を申し上げます。明けた平成26年も村政の発展と、村民の豊かな暮らし、福祉の向上に向けて職員一体となって邁進をしたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、関係団体並びに村民皆様のさらなる引き続きの御協力、御支援を申し上げます。

それでは、議案第2号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。施設の名称及び位置ですが、先ほど議決をいただきました設置及び管理の条例の議決をいただきました。伊江村特産品展示販売施設、設置場所は伊江村字東江前1625番と1626番でございます。指定するものの業務箇所として、伊江村特産品展示販売施設を沖縄県那覇市楚辺2丁目33番18号、沖縄県農業協同組合 代表理事 砂川博紀と。指定の期間を平成26年1月23日から、平成33年11月30日までの間、指定管理をさせたいという部分の提案となっております。なお、指定の期間は、7年とちょっとですが、終わりの期日、平成33年11月30日というのは、既に指定管理をさせております黒糖工場との整合性を持つために、そういう期日としてありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第2号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破砕機購入契約についてを議題といたし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは、議案第3号 村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破碎機購入契約についての提案理由を申し上げます。

まず契約の目的 村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破碎機購入でございます。契約金額が3,045万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が145万円）。契約の相手方が西原町字小那覇1281-1、キャタピラーイーストジャパン株式会社西日本支社沖縄支店、支店長 仲間均と契約をしていきたいということでの提案ですので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

木材破碎機の件なんですけれども、敷き草にできるぐらいの大きさなのか。出たのはチップがどのぐらい大きさなのか。お聞きしたいのですが。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

仲宗根議員の質疑にお答えいたします。

この破碎機は、あくまでも大きな木をまずはパワーシャベルで砕いて、資料の中にこの写真にもございますが、その砕いたのをある程度、1メートルぐらいチョッピングいたしまして、その破碎機の中に入れます。そのより分けとしては、ふるい機があります。ふるい機があって、この今の破碎機とふるい機をセットいたしまして、3段階に分けて大きさ、このおがくずが出てくる。大きさが決まりますので、細かいのは、相当今はカタログ、品物もこれは辺野古の木炭工場の写真なんですけれども、そこからサンプルももらってきております。もし確認したければ、堆肥センターと役場にもありますので、後ほど確認いただければと思います。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第3号 村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破碎機購入契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号 村づくり交付金事業伊江地区自走式木材破碎機購入契約に

については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第4号 村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約の目的 村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入。契約の金額が883万900円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が42万900円）。契約の相手方、うるま市州崎12-34、沖縄日立建機株式会社、代表取締役社長 正木孝昌と契約をしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

油圧式ショベルなんですけれども、アタッチメントはこの破砕機だけなのか。それと値段的には大分安いみたいな感じがするんだけど、07なのか、この型の大きさを、この2つをお聞きしたいのですが。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質疑にお答えいたします。

アタッチメントはこの木を砕くものと、あとはパワーショベルのそのバケツで、いわゆる05ですか。の大きさで今、今回契約をいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第4号 村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号 村づくり交付金事業伊江地区油圧式ショベル購入契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 西崎漁港第2沖防波堤改良工事請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第5号 西崎漁港第2沖防波堤改良工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約の目的 西崎漁港第2沖防波堤改良工事。契約の金額が9,345万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が445万円）。契約の相手方、伊江村字川平223番地、有限会社蔵下組、代表取締役 蔵下幸六と契約をしていきたいというふうに考えております。また、今回の工事の概要といたしましては、沖防波堤の改良工事を40メートルにわたって行うわけですが、その工種としまして被覆工消波ブロック8トン製作据え付けが132個、同じく10トンの製作据え付けが45個、12トンの製作据え付けが135個であります。それと堤体工としまして、腹付コンクリートを0.5メートルから1.1メートルを、いわゆる40メートルにわたって工事を行うものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほう、よろしく願いをいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第5号 西崎漁港第2沖防波堤改良工事請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号 西崎漁港第2沖防波堤改良工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 村営東江前第1地区土地改良事業計画変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第6号 村営東江前第1地区土地改良事業計画変更についての提案理由を説明いたします。

村営東江前第1地区の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の計画変更施行について、県知事に協議し、その同意を得るに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定、つまり県知事に協議をし、その同意を得る前に村の議会の議決を得る必要がありますので、本計画変更の案を提案しているものでございます。

なおお手元に、この計画変更の資料が配付してありますので、これに基づきまして、担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

それではこの東江前第1地区計画変更資料がございまして、今回提案理由といたしまして、変更計画、まずはファームポンドなんですけど、当初の計画がございまして、城山の南側に当初計画をしておりましたが、現在はアタイのほうに設置いたしまして、その幹線排水路といたしまして、当初530メートルから1,083メー

ルへ変更になっております。その分の長さが加わった分が、今回の増額の理由でございます。

もうひとつは下のほう、図面のほうですが、当初計画、給水栓をこの箇所が当初20アール、給水1基に対して20アールの計画でございましたが、変更後は筆ごとの給水栓を設置としたため、310カ所に変更しております。今回の議会への提案につきましては、総事業費が4億4,650万円、変更後の5億1,600万円へ変更をしてあります。10%以上の増額となるため、計画変更が必要となり提案いたしました。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第6号 村営東江前第1地区土地改良事業計画変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号 村営東江前第1地区土地改良事業計画変更については、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。

本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回伊江村議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

(閉会時刻10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員（2番） 内 間 広 樹

署名議員（3番） 仲宗根 清 夫